

平成30年度

定期監査報告書

(一般会計・特別会計・上水道事業会計)

南阿蘇村監査委員

長野 文吉

工藤 保雄

I 【定期監査の目的】

定期監査の目的は、地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適法かつ効率的におこなわれているかどうかを、定期的に監査することにある。監査委員は、定期監査をするに当たっては、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が住民の福祉の増進に加え、最小の経費で最大の効果(地方自治法第2条第14項)が挙げられているか、組織及び運営の合理化(同条第15項)が図られているか、といった点に特に注意して監査することとされている。

「財務に関する事務の執行」とは、予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、財産管理等の事務の執行を包含するとされるが、執行以前の予算の編成事務、予算の議会における審議等は含まない。

「経営に関する事業」とは、病院事業や水道事業などの公営企業会計による事業のように収益性を有する事業をいい、授産施設、老人施設の経営等の収益性の観点のないものは含まれない。

「管理」とは、広く当該事業の運営全般を指している。経営に係る事業であれば、単にその財務に関する事項ばかりでなく当該事業が合理的かつ能率的に経営されているかどうかといった観点から監査を行うことができる。

II 【定期監査実施の根拠】

○地方自治法第199条第1項

監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

○地方自治法第199条第2項

監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務(自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で、政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。)の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

○地方自治法第199条第4項

監査委員は、毎会計年度少なくとも一回以上期日を決めて第1項の規定による監査をしなければならない。

○地方自治法第199条第9項

監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、地方労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

Ⅲ【監査結果報告】

平成30年度 南阿蘇村定期監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成30年度定期監査を実施したので、同条第9項の規定により報告します。

平成30年11月22日

南阿蘇村監査委員 長野 文吉

南阿蘇村監査委員 工藤 保雄

IV 【監査の方法及び監査結果】

1 監査の期間

平成 30 年 10 月 23 日から平成 30 年 10 月 26 日まで（実質 3 日間）

審査日	曜	課 名
10 月 23 日	火	産業振興課・次世代定住課・教育委員会・議会事務局・住民福祉課
10 月 24 日	水	建設課・総務課・政策企画課・復興推進課・保育所
10 月 26 日	金	農政課・税務課・健康推進課・会計課・環境対策課

2 監査の対象

村長事務部局、教育委員会事務局、農業委員会事務局及び議会事務局のすべて

- ① 平成 30 年度一般会計及び各特別会計に関する予算及び事務事業の執行状況
- ② 平成 30 年度上水道事業会計に関する予算及び事務事業の執行状況
- ③ 財産及び備品等の管理状況
- ④ 事務処理全般の帳簿・証憑等の整理状況
- ⑤ 基金運用状況
- ⑥ 人事管理及び組織管理

3 提出書類

- ① 各課事務分掌
- ② 予算執行状況に関する帳簿
- ③ 新規事業、繰越事業進捗状況資料
- ④ 収入に関する調定簿
- ⑤ 滞納整理に関する調定簿
- ⑥ 財産・物品の管理状況に関する簿冊
- ⑦ 出勤簿・年休簿・出張命令簿・復命書に関する書類
- ⑧ その他

4 監査の方法

今回の監査は、実地監査の対象課・局・所長から平成 30 年度の中間期における資料の提出を求め、主として予算の執行状況、現年度事業内容進捗状況に主眼を置いて審査し、必要に応じて関係職員に説明を受け、疑問点について質問、回答を求める方法で実施した。また、地方公営企業法の財務規定が適用されている上水道事業については、地方公営企業法第 40 条の 2 に規定を検証する方法で監査を行った。

5 監査の結果

○産業観光課

おおむね適正に執行されているものと認められた。

観光は南阿蘇村の大きな柱である。南阿蘇村は自然に恵まれた水と温泉・景観と全てに自然が与えてくれた他の地域に自慢できる条件を備えた状況にあることを忘れてはならない。熊本地震により村内観光施設は多大な被害をうけたが、将来を見据えた復旧・復興が必要ではと考える。今後ともより一層の積極的かつ慎重な計画検討が望まれる。現在、担当課においては公共交通の再編、各種イベント、各種団体への支援等を行い、農村地域の活性化を通しての観光地づくりを関係課と連携しながら計画から実施へと目標のもとにスタートしている。その成果が期待されるところでもある。

○次世代定住課

おおむね適正に執行されているものと認められた。

4月に新設され、南阿蘇村内の空き家等を利用しての、移住希望者の定住促進を目標に、いろいろな施策が検討されている。集落支援員（3名）、地域おこし協力隊（8名）、定住支援員（5名）と協力し進められており今後が期待される。

また、携帯アプリを利用したの児童見守りネットワーク、母子健康手帳アプリ、子育て支援ハンドブック等も検討・準備されている。

○教育委員会事務局

おおむね適正に執行されているものと認められた。

教育委員会は学校教育、社会教育、社会体育、給食センター等、範囲も広く、各々の部門で将来を担う若い年齢層から生涯にわたり健康で過ごせる様にと各種の企画、イベント等幅広い分野で行われている。

学校部門では、南阿蘇中学校が2年目を迎えたが、熊本地震の影響で交通アクセスに支障が生じる中、3年生を対象に放課後英数教室（村営塾）が実施され多くの生徒が受講しており成果が期待される。また、震災により転校、寄宿舎生活を余儀なくされている児童・生徒も多く、村外より11名の子どもが南阿蘇西小、南阿蘇中に通学している。保護者、子どもへの十分な配慮が必要であり、全村あげて子どもを守り育てていかなければならない。

社会教育、体育部門に於いては子ども会、体育協会、スポーツ推進委員、クラブ南阿蘇等の各団体と連携し村民の各分野に於いて年間行事も具体的に立案さ

れ計画的に実行されており、今後とも益々充実した活動が行われ同時に各種の施設が有効に利用、活用されて村の活性化に向けて大なる貢献が出来る様期待したい。

○議会事務局

おおむね適正に執行されているものと認められた。

議会に対する村民の意識（関心）も高まり傍聴者も増加の傾向との事で好ましい状況ではある。また、議会だより「すいげん」での広報活動もあり、意思決定機関として議会への村民の理解も深まっていると思われる。今後も議会がいかに村民の福祉を考え、住民の立場に立って活動していることを理解いただきたいと願っている。

○住民福祉課

おおむね適正に執行されているものと認められた。

戸籍、住民票等の登録、発行業務も庁舎窓口はもちろん、白水郵便局、大津郵便局共に間違いなく執行されているようである。ただ、マイナンバーカードの交付件数が低調であるが、啓発活動が必要かと考える。

児童福祉に関しては、乳幼児、子ども医療の助成方法を一部現物給付に変更し住民への便宜が図られた。中松小学校においては放課後児童健全育成事業（学童保育）が開設され村内4カ所で約130名の学童保育が行われている。また、地域の子育て支援を図るためファミリー・サポートセンター事業が開始されたが、今年度はまだ未利用である。今年度の出生数は昨年を上回りそうで出来る限りの施策にて子育て環境を整え人口減少の鈍化に努力してもらいたい。

身体的、精神的障がいをもつ方々（約830名）に対しての各種支援、給付事業等実施されているが、心の悩み相談を始めとして、各々が持っている個性を尊重しながら、安心して暮らせる地域づくりを実現させるために諸々の施策にて、障がい者にやさしい村づくりに努力してもらいたい。

○建設課

おおむね適正に執行されているものと認められた。

予算化されている事業の執行状況は、今年度計画された道路改良等18本については、繰越分は完了済み、その他の工事も未発注分（3件）を含め年度内完了見込みである。また、震災被害の大きかった6地域の村づくり協議会からの要望により55本（事業費約55億円）の小規模住宅地区道路改良事業にも着手して

おり、一部測量設計が発注されている。早期の着工、完了が待たれている。

震災関連災害復旧関連事業については、260件44億3千万の査定を受けており、207件発注済み、工事完了148件、廃工32件で工事完了率は69%となっており、災害発生から3年目を迎える本年度末に向け残工事の発注と完了を目指している。

住宅系においては、既存の公営住宅の維持管理、被災した公営住宅の災害復旧工事、仮設住宅の維持管理等を行っているが、被災住宅の早期復旧工事の完了が待たれている。

震災よりの復旧、復興に向け外部よりの多くの支援を受けながら復旧工事が行われているが、道路等インフラ整備は復興へ最も大事な部分と考える。

○総務課

おおむね適正に執行されているものと認められた。

平成30年度の一般会計予算は4回の補正を行い164億3,140万円となっている。歳入の村税は10億1,310万円を見込んでおり、昨年度より1億1,288万円の増額となっている。入湯税は増額となる見込みだが、固定資産税は、住宅や農業倉庫の新築により増額が見込まれたが、村独自の固定資産税減免制度により減収見込みである。

普通交付税と特別交付税については、前年度より減額になる見込みである。

国県支出金は、復旧工事等の完了に伴い前年度より22億2,176万円減の60億5,515万円が計上されている。

地方債は、震災関連事業で土木債は増額したものの、合併特例事業債の減で、昨年度より15億1,984万円減額の32億6,315万円が計上されている。

歳出は、震災関連の農災、公共災、復興住宅、通学バス支援等の9事業で80億8,278万円が計上されている。

災害復旧工事の発注については、昨年度に比べ不調件数がかなり減少しており、適切な工事発注が行われている。早急に災害復旧工事を完了し、住民が安心して暮らせるような生活環境を整えてもらいたい。

職員の定員管理については、震災の関係で外部からの応援職員が20数名いる状況では難しいと思われるが、今年度も数名の採用が予定されており中長期的に計画的に定員管理を行っていくべきである。

防災・消防系については、震災より2年半が過ぎたが、災害復旧が完了していない危険個所がまだ多く残っており、緊急時の避難等について住民への啓発活動を続けてもらいたい。

○政策企画課

おおむね適正に執行されているものと認められた。

村民が自らの地域づくりへの参画を推進するため地域活性化事業を行う団体に対し、補助金を交付する「きらめく地域づくり支援補助金交付事業」では 16 団体に 11,916 千円が交付決定されている。また、地域リーダーとして活躍できる人材の育成を目的とした「きらめく人材育成海外研修事業」も計画されている。それぞれの事業が地域、村の活性化に向けて大きな成果をあげることを期待したい。

東海大学交流協議会においては、農業・産業部会、環境・教育部会を設置し新規作物の導入や商品開発、小中学校との交流や環境教育等が行われている。熊本地震による農学部への移転は残念な事だが、協議会にて大学との交流、協力を得て村の振興に繋がることを期待したい。

木質バイオマス再生可能エネルギー導入に向けての調査検討が行われているが、間伐材や端材の有効利用に繋がればいかと考える。また、地熱発電の早期実現も望まれる。

○復興推進課

おおむね適正に執行されているものと認められた。

昨年度 6 地区のむらづくり協議会にて、地区毎の集落の再生方針や住まいの再建等について検討、協議がなされ、小規模住宅地区改良事業の計画が作成された。今年度はこの計画の調整を行うとともに、復興に向けたソフトの取り組みについて各地区で協議が始められている。また、村から協議会への補助金を活用して、各地区にて震災 2 周年行事が企画立案され、追悼式や神社落成式、黒川ウォーク等が実施された。

災害公営住宅整備事業は、現在 2 団地 68 戸が建設中であり、追加で 2 団地 26 戸が建設予定で、来年 4 月までには 68 戸が入居できる予定である。9 月末現在の仮設、みなし仮設への入居者は 384 世帯 997 人である。地震から 2 年半が過ぎたが、まだまだ多くの方が避難生活されており、早期の復旧、復興、生活再建が望まれている。また、誰でもが安心して暮らせる「元気なむらづくり」を実現するよう避難所、避難路、備蓄倉庫等の整備が必要である。

震災遺構については、「南阿蘇村震災遺構保存検討会」が設立され、検討会と現地視察を経て報告書が作成、提出されて関係機関との協議が始められた。熊本地震を後世に伝えるために、遺構の整備、保存、活用方法等十分検討する必要がある。

○保育所

おおむね適正に執行されているものと認められた。

白水・久木野・ちょうよう、それぞれの保育所（園）は順調に運営がなされている状況にあるようであるが、未満児の増加等により保育士が慢性的に不足している状況にある。職員（保育士）16名と再任用、臨時保育士にて対応しているが、今後とも子どもの成長を願っての安全な保育、指導を期待したい。

（10月現在の園児数：白水保育所119名・久木野保育所79名・ちょうよう保育園97名）

○農政課

おおむね適正に執行されているものと認められた。

各分野での計画が対象者の意を解しながら適切に対処されている状況にある。現状を把握した中での組織、人材育成等で活性化を図る手始めとして、各々の活動が今後の農業の発展につながることを期待したい。後継者不足が叫ばれる現状を打開するため、現時点では新規就農希望者も数件ではあるがでてきているようで、このような芽を大切に育てていくことは大事なことであり新たな視点で希望が持てるように確立されていければと願いたい。

担当課の主要事業として（補助、支援給付等）は、多部門にわたり、諸々の形で農家経営の安定を目指しての各事業が、計画から実行へと実施されている現状にあるこれらが大きく実を結ぶ事を期待したい。

熊本地震により被災された農家への、被災農業者向け経営体育成支援事業においては、全450事業の内419事業が完了している。施設や農業用機械の速やかな整備により早急な営農再開が出来るものと期待される。また、地震及び豪雨により被災した農地、農業用施設の復旧についても、農地災害は100%発注済みで、農業用施設については11月に発注予定の1件を除いて発注済みである。

今後、災害や後継者不足、有害鳥獣の増加等により農地、牧野、林地等の荒廃が予想され有効な方策を検討し取り組みが必要である。

○税務課

おおむね適正に執行されているものと認められた。

各種、税の調定と徴収及び還付事務等については、改善に向け随時意見を述べてきたが、今回の監査においては適正に処理されている状況である。滞納台帳も氏名、訪問記録等について様式を定めて記載されており鋭意努力されている。

滞納者への対応については、催促状、督促状、訪問等を行い、徴収計画書を作

成し納税相談を実施している。これにより納税に対する理解が高まり、法的手段をとる前に自主的に納入されている滞納者もあり、少しずつではあるが納税に対する意識改革ができてきているのではと思われる。

悪質滞納者に対しては、阿蘇管内全ての市町村が一つとなって徴収する事となっている。強制的に手順を踏み（法的な裏付を整え）、差押等の執行も実施しながら職務遂行が進められている。今後ともねばり強く納税に対しての大切さを働きかけていくことが重要であると考えます。

熊本地震から2年半が過ぎ村税収入も増加傾向にあるが、まだまだ多くの方が不便な避難生活されている。そうした被災者の経済支援対策・地域経済の活性化や定住人口の増加を図る目的で村独自の「南阿蘇村新築住宅等に対する固定資産税の減免に関する規則」が制定された。4年間の期限付きではあるが、村内にて自宅再建される方が増えることを期待したい。

○健康推進課

おおむね適正に執行されているものと認められた。

高齢化社会の中、（被保険者は9月末で、65歳以上が4,199名。その内、75歳以上は2,194名で高齢化率は39.37%と前年に比較して1.02%増加）住民の健康維持、管理に大きく貢献している部門であり、介護支援や予防等の各種事例に適正に対応していく必要がある。

国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療等の保険給付費は増加傾向にあるが、関係各課との連携を密に事前の健康管理等について更なる改善、指導体制の強化に頑張ってもらいたい。それぞれに保険税、保険料の滞納があるが制度の運営に大きく影響を与えるものであるため収納率の向上に努めてもらいたい。

健康推進の面から乳幼児から高齢者まで各部門において相談事業、教室、予防事業、健診事業が実施されているが、特定健診の受診率が伸び悩んでいる。受診率の数値が若干国民健康保険財政への影響も考えられるため、啓発活動等に受診率の向上に努めてもらいたい。これら諸般の事情を克服しながら住民の健康管理、福祉の増進など計画的に住民が安心して暮らせる環境づくり、時代の変化にも対応できる条件整備等の推進に更なる努力を望む。新事業の「南阿蘇村高齢者通いの場づくり事業」に期待したい。

包括支援センターが民間委託（3施設）にて運営されているが、民間施設も人員不足等で厳しい状況にあり、施設の指導、監督、話し合い等を適時に実施し、住民が不利益を受けないよう対策に努めてもらいたい。

○会計課

おおむね適正に執行されているものと認められた。

基金の積立金管理運用状況等について（一般会計、特別会計）それぞれに種別、金融機関別に区分けされ、詳細に理解できるように仕分けされていることは、透明度の高い金銭の取り扱いを基本とする上からも特記されることである。会計処理上も適切に管理されている状況にある。基金の部門別の内訳は、一般会計＝15基金、特別会計＝7基金となっている。また、熊本地震災害の義援金、支援金の受け入れ、支払い等の管理も適正に行われていると認められる。

○環境対策課

おおむね適正に執行されているものと認められた。

熊本地震により所管の上下・簡易水道、生活排水等、甚大な被害を受けて全力での復旧作業が行われた。被災した家屋の解体（740件）は完了したが、水道関係の完全復旧までにはまだまだ日数を要する、国、県、関係団体と諸々の課題に対処して一日も早い完全復旧に努力してもらいたい。また、災害廃棄物仮置場となっていた長陽パークゴルフ駐車場についても、早急な現状復旧を望む。

生活排水処理事業では4月から9月までで、市町村設置型合併処理浄化槽が6基、個人設置型合併処理浄化槽が50基設置されている。

農業集落排水事業は繋ぎ込み件数の増加が課題であるが、事業の目的の水源の水質保全、農業及び集落環境保全の理解を求め件数の増加に努力してもらいたい。

それぞれの事業にて使用料の滞納があるが、財源確保と使用者負担の公平を期するため尚一層の徴収努力と適切な会計処理を期されたい。

狂犬病予防の接種率が約60%であるが、老犬の生存確認と啓発活動が必要と考える。

近年環境問題に対する住民の関心が強い分野であり大変苦勞も多いと考えるが、住民生活に密着した事業等については更なる配慮をしながら、今後とも復旧を始めとする諸々の課題に対処してってもらいたい。

む す び

今回の定期監査においては、村長より提案され議決された平成30年度予算の執行状況及び、各種の関係書類の整備状況等について担当課より説明を受けた。全体的には、前年の指摘事項についても可能な限り改善され、各課、各部局とも与えられた部門での職務が忠実に進められ、順調に推移していることは総合的に評価できる。予算の歳入、歳出の執行については、担当者から課長までしっかり検収し、歳入の早期把握、歳出の節減に努め、慎重な執行をお願いした。

熊本地震から2年半が過ぎ、復旧、復興事業も進んでいるが、まだまだ多くの方達が仮設住宅等で不便な避難生活をされている。一日も早く完全復旧・復興、生活再建が出来る様、行政の頑張りに期待したい。この様な中での定期監査であったが、年度の途中でもあり、今回は主に議決された予算執行の動きに主眼を置き、事務的内容の概要等を審査した。予算の執行状況については適切に処理されているが、本監査の時点では流動的な部分が多いので数値的な表現は省略する。

歳入については、自主財源の村税の増収が復調傾向ではあるが、村独自の減免制度の制定等もあり、大きな増収は期待出来ない。交付税の減額も想定されており厳しい財政状況が続くと考えられる。また、厳しい財政状況下に於いて予算編成された本年度予算だが、各部門での繰越事業を含む災害復旧・復興事業が順調に進み、歳出は増加しており、各部門においては国、県からの補助金、地方債の早期受け入れに努力すべきと考える。

最後に、国内外の状況は何かと難しい問題を山積みになっているなか、震災よりの一日も早い復旧、復興が望まれるが、まだまだ先行不透明な部分が多い状況である。村に於いては諸般の動きに配慮しながら臨機応変に対処することが出来る体制づくりを日頃から構築して今後とも透明度の高い行政運営がなされ、活力ある住みやすい村づくりに繋がるよう邁進されることを期待しながら結びとする。